

松江市コミュニティ助成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 松江市コミュニティ助成事業助成金(以下「補助金」という。)の交付については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の名称等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である事業、補助対象経費、補助金の交付の率又は金額、対象者、交付の条件及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

補助金の名称	松江市コミュニティ助成事業助成金
補助金交付の目的	一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業助成金を財源に、コミュニティ活動に必要な備品及び集会施設の整備、安全な地域づくり及び共生のまちづくり、地域文化への支援及び地域の国際化の推進、活力ある地域づくり等に対して補助を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展及び住民福祉の向上に寄与することを目的とする。
補助金交付の対象である事業	次に掲げる事業とする。ただし、宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの、国の補助金の交付を受けないもの及び原則として短期間において消費又は破損するような施設又は設備等の整備でないものに限る。 (1) 一般コミュニティ助成事業 コミュニティ活動の促進及び地域の連帯感に基づく自治意識の向上を図る事業で、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関するもの (2) コミュニティセンター助成事業 コミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るための事業で、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(以下「集会施設」という。)の建設整備等に関するもの
補助対象経費	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。ただし、土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去、解体処理及び外構工事並びにソフト事業における経常的経費、他用途に転用可能な備品又は消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費及び食糧費は原則として補助の対象外とする。 (1) 一般コミュニティ助成事業 コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物及び消耗品を除く。)の整備に関する経費。ただし、地域の祭りに関する備品の修理又は修繕にかかる経費は補助の対象とする。 (2) コミュニティセンター助成事業 集会施設の建設又は大規模修繕及び集会施設に必要な備品の整備に関する経費
補助金交付の率又は金額	補助金の交付は補助金の対象者1団体当たり各事業につき1件に限るものとし、1件につき次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める率又は額とし、10万円単位(10万円未満は切り捨てる。)とする。 (1) 一般コミュニティ助成事業 補助対象経費(補助金の対象者が負担金等を徴する場合には、負担金等の収入を控除した額とする。以下この項において同じ。)の10分の10の額とし、250万円を上限とする。ただし、補助対象経費が100万円

	に満たない場合は、補助をしない。 (2) コミュニティセンター助成事業 補助対象経費の5分の3の額とし、2,000万円を上限とする。
補助金の対象者	町内会・自治会等の地域に密着して活動するコミュニティ組織
補助金交付の条件	事業で整備する施設若しくは設備等又は実施するイベント等ソフト事業のポスター、チラシ、看板等に宝くじの広報表示を行うものとする。この場合において、表示にかかる経費は補助の対象とする。
補助金の終期	令和9年3月31日

(補助金の交付の時期)

第3条 市長が規則第14条第1項ただし書に該当すると認めた場合で、補助事業者がコミュニティ助成事業（第2条の表交付の対象である事業の内容の項の規定に該当する事業をいう。以下同じ。）に要した経費の支払いが可能であることが確認できる書類を提出したときは、規則第14条第1項本文の規定にかかわらず、補助金を補助事業の完了前（コミュニティ助成事業の完了後であって、これらに要した経費の支払いを終える前をいう。以下同じ。）に交付することができる。

2 前項の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を請求する場合は、規則第14条第2項第2号に掲げる請求額内訳書に代わるものとして、コミュニティ助成事業の実施に係る契約書又は請求書を添付するものとする。

(実績報告)

第4条 前条第1項の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を請求する場合は、規則第12条の補助事業等実績報告書に、同条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、コミュニティ助成事業に要した経費の支払いを終えたことがわかる書類を添付するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。